

議案第71号～第85号

令和2年8月26日

令和2年9月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 71 号	鈴鹿市職員給与条例の一部改正について……………	1
議案第 72 号	鈴鹿市民会館条例の一部改正について……………	4
議案第 73 号	鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について……………	6
議案第 74 号	財産の取得について……………	9
議案第 75 号	財産の取得について……………	10
議案第 76 号	市道の認定について……………	11
議案第 77 号	市道の廃止について……………	14
議案第 78 号	令和元年度鈴鹿市一般会計決算の認定について……………	18
議案第 79 号	令和元年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について……………	19
議案第 80 号	令和元年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について……………	20
議案第 81 号	令和元年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について……………	21
議案第 82 号	令和元年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について……………	22
議案第 83 号	令和元年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について……………	23
議案第 84 号	令和元年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	24
議案第 85 号	令和元年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	25

鈴鹿市職員給与条例の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 2 6 日 提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し防疫等作業手当の特例を措置するための規定を加える等について、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員給与条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（特殊勤務手当の支給）</u> 第41条の2 特殊勤務手当は、著しく危険、 <u>不快、不健康又は困難な勤務その他</u> 著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。	第41条の2 特殊勤務手当は、著しく危険・ <u>不快・不健康又は困難な勤務その他</u> 著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。
<u>（特殊勤務手当の種類）</u> 第41条の3 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>防疫等作業手当</u> （3）～（14） 略	第41条の3 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>防疫作業手当</u> （3）～（14） 略
<u>（防疫等作業手当）</u> 第41条の5 <u>防疫等作業手当</u> は、職員が次の各号のいずれかに該当する作業に従	第41条の5 <u>防疫作業手当</u> は、職員が次の各号のいずれかに該当する作業に従

従事したとき，１日につき500円以内の額を支給する。 (１)～(４) 略 附 則 １～６ 略 <u>(防疫等作業手当の特例)</u> <u>７ 職員が，新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和２年政令第11号)第１条に規定するものをいう。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときは，防疫等作業手当を支給する。この場合において，第41条の５の規定は，適用しない。</u> <u>８ 前項の手当の額は，作業に従事した日１日につき4,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。</u>	事したとき，１日につき500円以内の額を支給する。 (１)～(４) 略 附 則 １～６ 略
---	---

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の第４１条の３，第４１条の５並びに附則第７項及び第８項の規定は，令和２年２月１日から適用する。

鈴鹿市民会館条例の一部改正について

鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 2 6 日 提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策を含む災害時等の特例として、鈴鹿市民会館の使用料に係る減免制度を新設するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市民会館条例(昭和43年鈴鹿市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用料) 第7条 略 2 略 <u>3 市長は、災害その他特別の理由があ</u> <u>ると認めるときは、使用料を減額し、</u> <u>又は免除することができる。</u>	(使用料) 第7条 略 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の基準を改めるについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鈴鹿市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の<u>中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略 附 則 (職員の経過措置) 第2条 この条例の施行の日から<u>令和5年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略 附 則 (職員の経過措置) 第2条 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了

したもの」とあるのは、「修了したものの（<u>令和5年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	したもの」とあるのは、「修了したものの（<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

財産の取得について
次のとおり財産を取得する。

令和 2 年 8 月 2 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 内 容 | 3 5 m 級はしご付消防自動車（先端屈折式はしご車） |
| 2 | 契 約 金 額 | 2 5 2 , 2 3 0 , 0 0 0 円
(鈴鹿市財産取得分 1 5 6 , 5 5 6 , 5 4 9 円) |
| 3 | 取得の相手方 | 鈴鹿市北玉垣町北代 8 1 番地の 2
株式会社モリタ東海 鈴鹿営業所
所長 小倉 浩之 |
| 4 | 取 得 の 目 的 | 中央消防署に配備している 3 5 m 級はしご付消防自動車を更新し、消防力の強化及び充実を図るため。 |

提案理由

3 5 m 級はしご付消防自動車（先端屈折式はしご車）を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この議案を提出する。

財産の取得について
次のとおり財産を取得する。

令和 2 年 8 月 2 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 内 容 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車（C D－I 型） |
| 2 | 取 得 価 格 | 3 6，3 0 0，0 0 0 円 |
| 3 | 取得の相手方 | 鈴鹿市須賀一丁目 1 2 番 1 2 号
株式会社山口商会 鈴鹿営業所
所長 上前 拓也 |
| 4 | 取 得 の 目 的 | 中央消防署に配備している災害対応特殊消防ポンプ自動車を
更新し，消防力の強化及び充実を図るため。 |

提案理由

災害対応特殊消防ポンプ自動車（C D－I 型）を取得するについて，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により，この議案を提出する。

市道の認定について
次の路線を市道に認定する。

令和 2 年 8 月 2 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

市道認定路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
043459	岡田二丁目 459 号線	岡田二丁目	岡田二丁目	61.0
		岡田二丁目		6.0～14.0
043460	岡田二丁目 460 号線	岡田二丁目	岡田二丁目	25.0
		岡田二丁目		6.0～10.0
073486	稲生二丁目 486 号線	稲生二丁目	稲生二丁目	49.3
		稲生二丁目		6.0～13.0
073487	稲生三丁目 487 号線	稲生三丁目	稲生三丁目	45.0
		稲生三丁目		6.0～ 9.0
073488	稲生 488 号線	稲生町字檜原	稲生町	784.3
		稲生町字水通		2.9～ 5.7
093429	須賀一丁目 429 号線	須賀一丁目	須賀一丁目	34.0
		須賀一丁目		5.0～13.0
123847	末広南一丁目 847 号線	末広南一丁目	末広南一丁目	33.0
		末広南一丁目		5.0～11.0
123848	北玉垣 848 号線	北玉垣町字根洞	北玉垣町	104.0
		北玉垣町字根洞		6.0～ 9.0
153494	郡山 494 号線	郡山町字広山	郡山町	55.0
		郡山町字広山		6.0～16.0
163197	徳田 197 号線	徳田町字志留田	徳田町	129.2
		徳田町字志留田		6.5～14.8
163198	徳田 198 号線	徳田町字初田	徳田町	89.0
		徳田町字初田		1.6～ 1.9
163199	徳田 199 号線	徳田町字初田	徳田町	85.0
		徳田町字初田		2.2～ 3.7
163200	徳田 200 号線	徳田町字六ノ坪	徳田町	47.0
		徳田町字六ノ坪		1.8～ 1.9

163201	徳田 201 号線	徳田町字梨ノ木	徳田町	168.7
		徳田町字六ノ坪		2.1～ 7.0
163202	徳田 202 号線	徳田町字梨ノ木	徳田町	92.6
		徳田町字梨ノ木		2.1～ 2.4
163203	徳田 203 号線	徳田町字二神田	徳田町	133.3
		徳田町字梨ノ木		1.6～ 4.6
163204	徳田 204 号線	徳田町字二神田	徳田町	83.9
		徳田町字二神田		2.0～ 2.5
163205	徳田 205 号線	徳田町字二神田	徳田町	76.8
		徳田町字二神田		2.0～ 2.2
163206	徳田 206 号線	徳田町字古川	徳田町	255.5
		徳田町字古川		2.2～ 7.2
163207	徳田 207 号線	徳田町字間瀬口	徳田町	145.7
		徳田町字間瀬口		4.0～13.0

市道の廃止について
次の路線を廃止する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

市道廃止路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
072140	稲生西一丁目140号線	稲生西一丁目	稲生西一丁目	1796.1
		徳田町字志留田		3.1～23.0
103177	北長太177号線	北長太町字馬場瀬	北長太町	579.4
		北長太町字大門		4.0～ 8.3
163068	徳田68号線	徳田町字山ノ腰	徳田町	297.6
		徳田町字今津		1.6～ 1.8
163069	徳田69号線	徳田町字水深	徳田町	382.0
		徳田町字今津		1.7～ 4.2
163072	徳田72号線	徳田町字高井	徳田町	170.4
		徳田町字荒田		1.8～ 2.4
163073	徳田73号線	徳田町字高井	徳田町	254.8
		徳田町字志留田		1.8～ 2.6
163075	徳田75号線	徳田町字志留田	徳田町	198.5
		徳田町字志留田		1.5～ 5.3
163076	徳田76号線	徳田町字志留田	徳田町	187.2
		徳田町字長良木		1.5～ 1.6
163077	徳田77号線	徳田町字志留田	徳田町	767.4
		徳田町字六ノ坪		1.5～ 2.0
163078	徳田78号線	徳田町字志留田	徳田町	1229.7
		徳田町字古川		1.6～ 4.2
163079	徳田79号線	徳田町字荒田	徳田町	1113.3
		徳田町字古川		1.4～ 7.5
163080	徳田80号線	徳田町字拾石前	徳田町	1009.0
		徳田町字高田		1.6～ 3.8
163081	徳田81号線	徳田町字拾石前	徳田町	989.0
		徳田町字高田		1.5～ 2.1

163082	徳田82号線	徳田町字拾石前	徳田町	306.0
		徳田町字拾石前		2.5～ 5.0
163084	徳田84号線	徳田町字拾石前	徳田町	665.1
		徳田町字初田		1.2～ 2.0
163085	徳田85号線	徳田町字五ノ坪	徳田町	719.3
		徳田町字六ノ坪		1.6～ 3.7
163086	徳田86号線	徳田町字五ノ坪	徳田町	668.7
		徳田町字梨ノ木		0.9～ 6.6
163087	徳田87号線	徳田町字高田	徳田町	529.3
		徳田町字二神田		1.4～ 4.6
163088	徳田88号線	徳田町字屋去	徳田町	666.1
		徳田町字二神田		1.5～ 2.2
163089	徳田89号線	徳田町字高田	徳田町	61.9
		徳田町字高田		1.3～ 1.5
163096	徳田96号線	徳田町字梨ノ木	徳田町	150.6
		徳田町字梨ノ木		1.4～ 3.6
163112	徳田112号線	徳田町字古川	徳田町	145.1
		徳田町字二神田		1.5～ 3.2
163113	徳田113号線	徳田町字古川	徳田町	450.0
		徳田町字高田		2.0～ 7.2
163128	徳田128号線	徳田町字五ノ坪	徳田町	717.1
		徳田町字屋去		2.0～ 4.5
163136	徳田136号線	徳田町字拾石前	徳田町	419.5
		徳田町字初田		1.5～ 2.5
163139	徳田139号線	徳田町字長良木	徳田町	173.1
		徳田町字志留田		1.6～ 3.3
163164	御藺164号線	御藺町字拝原	徳田町	314.9
		徳田町字荒田		1.7～ 9.0

163166	徳田166号線	徳田町字今津	徳田町	229.0
		徳田町字今津		2.0～ 4.8
163167	徳田167号線	徳田町字今津	徳田町	375.9
		徳田町字間瀬口		1.7～ 8.0
193088	下大久保88号線	下大久保町字南山	下大久保町	236.0
		下大久保町字南山		1.6～ 2.6

令和元年度鈴鹿市一般会計決算の認定について

令和元年度鈴鹿市一般会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月26日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和元年度鈴鹿市一般会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 79 号

令和元年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和元年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和元年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 8 0 号

令和元年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について

令和元年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 2 年 8 月 2 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和元年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 8 1 号

令和元年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

令和元年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて
認定に付する。

令和 2 年 8 月 2 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和元年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について、地方自治法第
2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出
する。

議案第 82 号

令和元年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和元年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和元年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 83 号

令和元年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和元年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和元年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 8 4 号

令和元年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和元年度鈴鹿市水道事業会計剰余金を令和元年度鈴鹿市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 2 年 8 月 2 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

令和元年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決が必要であり，同会計決算について同法第 3 0 条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要があるから，この議案を提出する。

議案第 85 号

令和元年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和元年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金を令和元年度鈴鹿市下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

令和元年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要であり，同会計決算について同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要があるから，この議案を提出する。